

第19回 農業委員会総会議事録

平成28年1月28日開会

中標津町農業委員会

平成28年1月28日、第19回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 和泉光広 |
| 2番 | 後藤田宏幸 |
| 3番 | 高橋正一 |
| 4番 | 赤波江信二 |
| 5番 | 佐野弥奈美 |
| 6番 | 國光達男 |
| 7番 | 小林亨 |
| 8番 | 飯島浩 |
| 9番 | 中村正生 |
| 10番 | 笠原康博 |
| 11番 | 氏家康夫 |
| 12番 | 杉本公也 |
| 13番 | 本田信幸 |
| 15番 | 纒坂尚久 |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔 |
| 18番 | 戸田重勝 |

本日欠席した委員

- | | |
|-----|------|
| 14番 | 本田芳明 |
|-----|------|

付議した案件

- イ) 議案第 89 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ロ) 議案第 90 号 現況証明願いについて
- ハ) 議案第 91 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- ニ) 報告第 51 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
- ホ) 報告第 52 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

庶務係長	桐島 秀一
農地係長	佐久間 照雄
係	本田 文子

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は 17 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 19 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
日程に入ります前に、今年第 1 回目の総会にあたり、私から一言挨拶をいたしたいと存じます。
- 会長 2016 年の新春を皆様におかれましてはご家族共々ご健勝でお迎えのことと存じます。昨年を振り返りますと、毎週のように見舞われた暴風雪、また秋頃訪れた爆弾低気圧と大変苦勞の多い 1 年でした。今年は天候に恵まれて、豊穰の秋が迎えられるかと願っているところでございます。
昨年の 9 月 4 日、改正農業委員会法が公布され、本年 4 月 1 日から施行されます。その中で農業委員の選出方法が市町村長による任命制に変更され、合わせて農地利用の最適化をすすめる農地利用最適化推進委員の新設、この推進委員の委嘱の可否を含め、農業委員の定数、また選任に関する規程など、町とも協議をしながら、関係条例の整備等、平成 28 年中に行うところであります。
1 月 14 日、札幌市において全道農業者年金研究会が開催されました。ファイナンシャルプランナーの遠藤先生による基調講演に続きまして、農業者年金基金中園理事長による情勢報告。その後、農業者年金加入推進の事例報告ということで、中標津町農業委員会の平成 21 年からの加入推進の取り組みについて、参加者 400 名の中、事例報告をさせて頂きました。
これからも皆さんの加入推進に対するご協力を頂きたいと思っておりますし、今後も皆さんと職員の方々とご協力いただきながら、農業委員会活動を行っていきたく思います。以上、新年の挨拶といたします。

議長 本年最初の総会にあたりまして、町長の出席をいただいておりますので、町長よりあいさつを頂きたいと存じます。

町長 皆様、本日はご苦労さまです。平成28年、最初の農業委員会総会の開催にあたりまして、町を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。
新年に入り、すでに1ヶ月が過ぎようとしてございますが、本日はじめてお会いする方もおいでのことと思っておりますのであらためまして、新年明けましておめでとうございます。

今月の18日未明からの大雪、暴風雪に見舞われご苦労が耐えないところでございますが、この度の年末・年始は、天候には恵まれ穏やかな日が続き、委員の皆様におかれましては、ご家族ともども平穏な中、新年を迎えられたことと拝察をいたしております。

農業委員の皆様には、日頃より農地の集積を始め、優良農地の保全、新たな担い手の確保など農地行政の適正な執行と併せて、農業者の地位向上のため、ご尽力をいただいておりますことに、お礼を申し上げます。

昨年の国内景気をかえりみますと、社会保障費の負担増や食料品の相次ぐ値上げなどで消費が足踏みし、回復ペースは緩やかなものにとどまりました。

農業を巡る状況につきましては、日本農業にとって、極めて厳しいTPP交渉の大筋合意をはじめ、昨年成立しました「改正農業委員会法」が本年4月1日から施行されるなど、激変期に突入する節目の年となりました。

12月の定例会では、「TPP合意内容の再検討を求める意見書」が可決され、中標津町議会として内閣総理大臣等に「今後政府においては、合意内容の影響について徹底検証し、その情報公開にも努め、特に一次産業の現場から上がってくる声に留意して、合意内容の再検討に取り組むことを強く要望する。」との内容で意見書を送付しているところであります。私といたしましても皆様と共に、持続的な営農に取り組めるよう活動してまいります。

また、改正農業委員会法施行に伴い、市町村農業委員会においては、農業委員の選任方法が公選制から市町村長による任命制に変わり、一部の農業委員会を除き農地利用最適化推進委員が設置され、農業委員や農業委員会事務局と一体となって、地域における「農地利用の最適化」をはじめ、土地と人の問題に取り組むこととなります。今後も農業の現場における課題解決に向けた、農地制度の的確な運用、優良農地の確保、担い手への農地利用の集積、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進など、農業委員の皆様には、ご苦労をおかけすることと存じますが、中標津町農業の発展のため、今後ともご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

さて、町では基幹産業である酪農を応援する目的で、昨年は、中標津空港で本州方面からの到着者への牛乳配布や各種イベント会場での牛乳・乳製品のPR・販売を行い、皆さんから支援の声を掛けて頂いたところであります。

さらに、地元で生産された新鮮で安心・安全な農畜産物を使った「中標津丸ごと給食」を町内全小中学校で実施し大変好評をいただきました。

また、冬の牛乳消費拡大を図る目的で、「牛乳を買ってプレゼントを当てよう」キャンペーンを平成27年12月28日から平成28年1月29日までの期間で行っております。今後も引き続き牛乳、乳製品などの農畜産物のPR・消費拡大に向け努

めていきたいと考えております。

最後になりますが、中標津町農業委員会の今後益々のご発展と、ご出席の委員皆様のご活躍とご健勝、今年1年が実り多い年となりますことを心からご祈念申し上げ、年頭の挨拶といたします。

議長 町長におかれましては、次の用務がございますので、ここで退席となります。

……………（町長退席後）……………

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

5番、佐野弥奈美 委員。

6番、國光 達男 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を事務局から報告致します。

庶務係長 12月22日の総会以降につきまして会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

始めに、1月13日札幌市におきまして平成27年度農業委員会活動強化研修会が開催され、本町からは農業委員、事務局職員合わせて6名が参加しております。研修会では、北海道大学大学院農学研究院東山寛准教授から「TPP大筋合意と農政改革・農業構造について」講演があり、今後の国内における対策や展望などにつきまして説明がありました。

その後、活動事例報告があり、北見市第一農業委員会からは農業経営意向に関するアンケート調査。足寄町農業委員会からは農業委員会法改正に伴う条例等の整備状況と対応について報告がありました。

次に、1月14日札幌市におきまして北海道農業会議臨時総会が開催され、会長が出席しております。臨時総会では法改正に伴う、北海道農業会議組織変更計画及び北海道農業会議常設審議委員会運営規程等について、承認されております。

午後からは全道農業者年金研究会が開催され、本町からは農業者年金協議会代議員、農業委員、事務局職員合わせて7名が参加しております。研究会では、始めにファイナンシャルプランナー遠藤吉夫氏による「外部からみた新農業者年金の評価について」と題した講演があり、その中では「農業者年金は、年金として、長期投資商品として、最も優れ、最も有利なもの」と説明を受けました。次に農業者年金基金中園理事長から情勢報告として「農業者のための公的年金制度」について報告がされました。

また、加入推進事例報告では、中標津町農業者年金協議会の取り組みについて安田会長が報告し、400名以上の参加があった会場からはたくさんの拍手をいただきました。

最後に申し合わせ決議として「農業者年金の一層の加入推進と「農業者年金協議会の輪」拡大に向けた申し合わせ」を可決し決定しました。以上、会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。
日程3、報告第51号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第51号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(2)について、事務局よりご説明申し上げます。なお、同一届出人の解約通知であることから、一括して説明いたします。議案の34ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番地〇〇、現況地目、畑、面積11,496㎡の内6,000㎡ほか1筆、合計20,000㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年1月1日から平成29年12月31日まで。合意解約成立の日、平成27年11月13日。6、解約の理由、合意解約。議案の35ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番地〇〇、現況地目、畑、面積11,496㎡の内5,000㎡ほか2筆、合計71,671㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年3月1日から平成30年2月28日まで。合意解約成立の日、平成27年11月13日。6、解約の理由、合意解約。

この2件の案件については、農地保有合理化事業により、農業公社へ譲渡するため、期間内解約したものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程4、議案第89号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第89号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積45,491㎡ほか2筆、合計畑69,548㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家へ賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、移転の方法、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年2月1日から平成38年1月31日。6、価格、年360,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作物、そば、じゃがいも。9、

見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、当事者兩名より、賃貸借の設定をしたい旨の申し出があったもので、価格を独自に設定するものであります。

本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、報告第52号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第52号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。37ページをお開きください。
(1)1、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。
2、許可年月日、許可番号、平成27年3月25日付、中農委5第10号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番地〇〇。4、転用目的、砂利、土の採取。5、事業計画の期間、平成27年4月1日から平成28年3月31日。6、事業完了年月日、平成27年12月16日。7、完了検査年月日、平成27年12月22日。
この案件につきましては、平成27年12月22日に、第1地区推進班において現地確認をしまして、本年の事業が完了されていたことを確認しております。
以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)(3)について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第52号(2)から(3)について説明いたします。なお、同一届出人の一時転用現場であることから、一括して説明いたします。38ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号、平成27年3月25日付、中農委5第12号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番地〇〇。4、転用目的、黒ボク、土の採取。5、事業計画の期間、平成27年4月1日から平成28年3月31日。6、事業完了年月日、平成27年12月26日。7、完了検査年月日、平成27年12月30日。39ページをお開きください。

(3) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。2、許可年月日、許可番号、平成27年3月25日付、中農委5第11号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇番地〇〇。4、転用目的、黒ボク、土の採取。5、事業計画の期間、平成27年4月1日から平成28年3月31日。6、事業完了年月日、平成27年12月26日。7、完了検査年月日、平成27年12月30日。

この2件につきましては、平成27年12月30日に、第1地区推進班において現地確認をしまして、本年の事業が完了されていたことを確認しております。

以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程6、議案第90号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第90号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。6ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積6,859㎡の内663.795㎡ほか3筆。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請書添付のため。4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、砂利採取法にもとづく砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域及び農業用施設用地と

なっておりますが、施設を撤去したため現況は雑種地及び山林となっております。現在も継続して砂利採取場として使用されている状況ですが、公簿が畑、宅地、原野のため、現況非農地の証明が必要なものであります。

平成27年12月22日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。
9ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積16,901㎡ほか3筆、合計、畑55,023㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,321,000円。6、資金調達方法、農家経済改善資金1,300,000円、自己資金21,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。
8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。
本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有地を譲渡したい旨の申し出があり、平成27年11月19日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第91号(2)から(3)について説明いたします。11ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積30,258㎡ほか13筆。合計畑221,808㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃貸し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月29日から平成32年11月29日まで。6、価格、年236,900円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(3)についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。14ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積11,496㎡ほか3筆。畑87,324㎡、採草放牧地11,496㎡、合計98,820㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃貸し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月29日から平成32年11月29日まで。6、価格、年91,200円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農地を、あっせん会議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(4) から (10) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第91号(4) から(10) について説明いたします。
17ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。
貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人 北海道農業公社
理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積47,605㎡。利用状況、
牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸す
るもの。借主、農地保有合理化事業により賃貸し、規模拡大するもの。4、権利を
設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平
成28年1月29日から平成32年11月29日まで。6、価格、年56,400円。7、資
金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、
計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。
10、見取図は18ページのとおりです。
なお、(5) から(10) についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一
括してご説明いたします。19ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。
借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積74,558㎡。利用状況、
牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸す
るもの。借主、農地保有合理化事業により賃貸し、規模拡大するもの。4、権利を
設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平
成28年1月29日から平成32年11月29日まで。6、価格、年74,800円。7、資
金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、
計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。
10、見取図は20ページのとおりです。21ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積29,338㎡ほか7筆。
利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業に
より賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃貸し、規模拡大するもの。
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、
期間、平成28年1月29日から平成32年11月29日まで。6、価格、年214,740円。
7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、
経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。
10、見取図は23ページのとおりです。24ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 132,724 m²ほか1筆。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃貸し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月29日から平成32年11月29日まで。6、価格、年161,680円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は25ページのとおりです。26ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 50,814 m²ほか1筆。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃貸し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月29日から平成32年11月29日まで。6、価格、年66,680円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は27ページのとおりです。28ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 47,913 m²ほか1筆。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃貸し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月29日から平成32年11月29日まで。6、価格、年64,440円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は29ページのとおりです。30ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 61,952 m²ほか7筆。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃貸し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月29日から平成32年11月29日まで。6、価格、年303,300円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は32ページのとおりです。

この7件の案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農地を、あっせん会議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。

既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進

法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)から(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(10)について
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第19回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

(閉会 14時05分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年1月28日

会 長 安 田 稔

5 番 佐 野 弥奈美

6 番 國 光 達 男